

長崎県内市町における公民連携の 現状と課題について

綱 辰 幸

はじめに

わが国の行政におけるサービスの提供は、高度経済成長期を背景とした
税収の拡大をもとに、住民ニーズの多様化などに対応し拡大してきた。そ
の結果、公共交通や公営ギャンブル、そしてバブル期には、第三セクター
などの形でリゾート開発やテーマパークなどの運営を行った。しかし、近
年における経済の低成長化と国及び地方政府における財政赤字の拡大の結
果、そのような行政サービスの拡大傾向を転換せざるを得ない状況となっ
た。また、小泉内閣当時、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針
2003」（いわゆる「骨太の方針2003」）のなかで、「官から民へ」のキャッ
チフレーズのもと、規制緩和の推進などとして、それまで行政の関与の強
かったサービスに民間参入を推進した。

その結果、行政サービスについて、直轄、直営といった形で行政自らが
行ってきたサービスについて、PFI（Private Finance Initiative）、PPP
（Public Private Partnership）または外部委託など多様な形式で提供でき
ることとなった。サービスの実施の主体についても、それまでの行政だけ
ではなく、民間企業、NPO 法人、地域コミュニティや個人により提供が
可能となった。このように、公共部門が中心に行ってきた公共サービスは、
多様な方式、多様な主体により、多様な提供が可能となった。

他方で、先に挙げた「骨太の方針2003」では、「国から地方へ」として、

三位一体の改革の推進により地方政府の財政赤字の削減を提唱している。具体的に、三位一体とは、地方団体の権限、業務の拡大とともに、歳入に関しては、平成16年から18年の間に国庫補助負担金を約4.7兆円削減に対して、国税から地方税への税源移譲により約3兆円の自主的な財源の充実を図ることを提示している。加えて、地方交付税の改革により平成16から18年度の間に約5.1兆円の削減を行った。

しかし、三位一体の結果マクロで1兆円以上の地方団体の歳入が減少することとなり、その部分については、行税の効率化、歳出の縮減・合理化といった行財政改革を推進することで、「効率的で小さな政府」の実現すること挙げている。また、その効率的で小さな政府を実現することで、財政赤字の黒字化を実現することを目指している。

このように、現在、行政内外の変化により、公共部門が直接提供するだけではなく多様な形での行政サービスの提供の必要性が増してきているといえる。そこで、本稿では、2007年2月および6月に長崎県の市町にアンケート調査¹⁾を県内23市町に実施し、21団体²⁾より回答を得た。その調査により、県内基礎的自治体における住民参加や外部委託など公民連携の現状について明示し、改革の方向を述べたものである。

I 新しい公共空間と供給の多様化 - 外部委託を中心として -

先に述べた小さな政府とは、政府支出の規模や国民負担の規模だけではない。それは、公的規制の強さや公的企業が経済に占める大きさなど、公的部門の民間部門への関与が小さいことを示すものである。つまり、この小さい政府においては、規制緩和の推進や公的企業の民営化を推進することで、公的部門の民間部門への関与をより限定的なものとするこめざすものといえる。ただ、この小さな政府ということは、上述したこと以外に次のようなことももたらした。第一に、それまで行政が独占的に行ってきた業務についても民間が担当することが可能となり、行政サービスの効率

性の向上と民間の雇用機会が拡大したことである。具体的には、PFI、PPPにより、家庭ゴミの収集や学校給食の提供など、以前より広範な分野で低コスト化と民間の雇用の拡大をもたらした。また、民間の担う役割についても、収益を重視したものから、NPO や自発的な住民参加など、一層の多様な形の行政サービスの提供方法がみられる。

加えて、NPM (New Public Management) などの考えに基づき民間の人々が行政の計画、評価などに参加できる機会も拡大したことも事実である。

わが国でも小泉内閣当時、小さな政府を推進するうえで、「中央から地方へ」と同時に「官から民へ」を主張している。このうち、「官から民へ」とは、行政が行う官業を民間に移管することである。そのような業務のシフトは、少子高齢化における財政負担の増加を考慮すると、経済の活性化を維持し、政府の規模を維持可能な範囲にとどめるためには、小さな政府の推進が必要であると述べている。具体的には、小さな政府への転換のために、維持可能な改革に加えて「民でできることは民に任せ、官は真に官が行う必要性がある業務を行っていくことが重要である。」³⁾として、「官から民へ」の必要性を述べている。

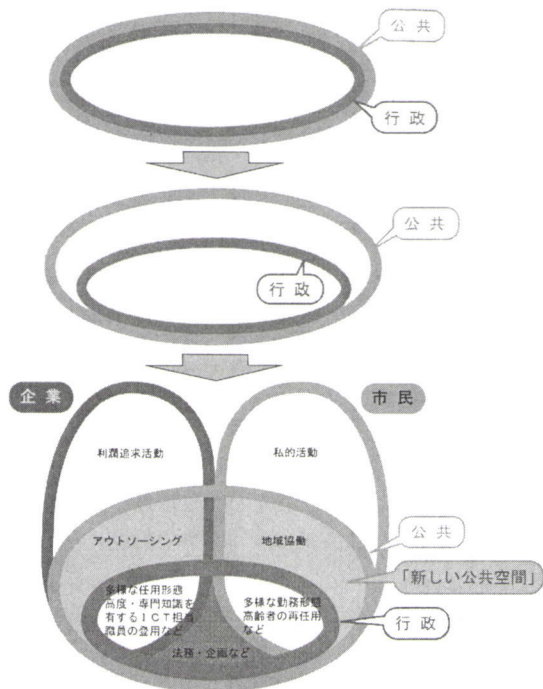
「官」（行政＝国及び地方自治体を指すものとする）により提供されてきた「公共サービス」（＝生活する上で必ず必要であるが、個人では解決・調達できないサービスを指すものとする）及び「公共的サービス」（＝厳密な意味での「公共サービス」とまでは言い切れないが、個人での解決・調達に委ねることも困難であるサービスを指すものとする）についても、（中略）「民」（＝市民や企業等の行政以外の主体を指すものとする）により担われるものは存在していた。」

社会的変化により、「家族構成の変化等により家庭で完結することが難しくなり、それに代わって「官」が関与する形で提供されるようになったように、社会経済情勢の変化に伴い、私的活動であったものが「公共的サービス」などに変わることによって「公共」（＝「公共サービス」及び「公共的サービス」の両方を指すものとする）の守備範囲が拡大している。」

と、分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会の『分権型社会における自治体経営の刷新戦略 ―新しい公共空間の形成を目指して―』⁴⁾ (平成17年3月)においては、行政の役割と社会(民間)のニーズの変化を指摘している。

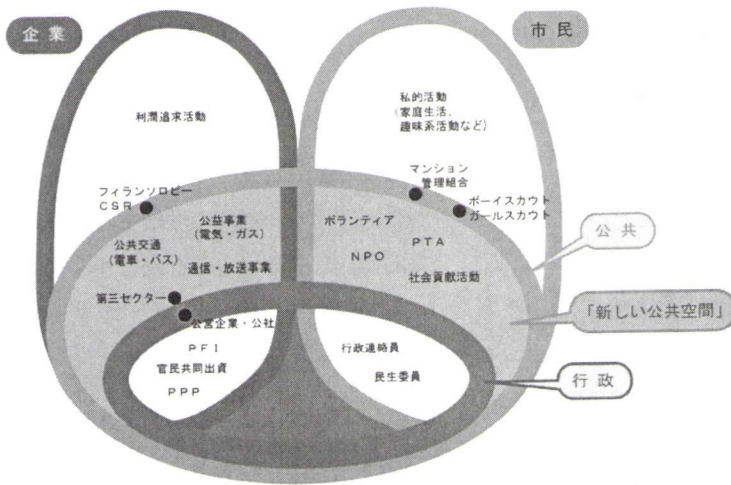
また、「このような状況の中で、公共的サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた多様な主体(住民団体、NPO、企業等)が、先進的、開拓的、創造的に「公共」を担う仕組みの萌芽がみられる。この多面的な主体により担われる「公共」、いわば「新しい公共空間」をいかに豊かなものにしていくかが重要となってきた。

図1-a 新しい公共空間のイメージ



(出所)「III. 地方自治体の行政組織運営の刷新のための視点」『分権型社会における自治体経営の刷新戦略 ―新しい公共空間の形成を目指して―』p.14.

図1-b 新しい公共空間の形成



(出所)「III. 地方自治体の行政組織運営の刷新のための視点」『分権型社会における自治体経営の刷新戦略 ―新しい公共空間の形成を目指して―』p.3.

特に、住民に身近な行政主体である地方自治体においては、「新しい公共空間」の形成に向けた取組が最も適切かつ効果的に行うものであり、重要である。』⁵⁾と述べている。

つまり、公共(=公共サービス+公的サービス)の変化により、一定の公共性があるものの、必ずしも行政が実施すべきとはいえないサービスについて(公的サービス)については、社会的な要請があるものの、現在の行政では実施しにくい部分が存在している。そこで、そのような部分を「新しい公共空間」と呼び、そこでは、多元的な住民やNPO、企業など各種の主体により担われる「新しい公共空間」の形成が強く主張されている。(図1-a, b参照)

また国は、「豊かな公、小さな官」として、個人が自発的に自分の可能性を高めながら「公」の活動を担う「奉私奉公」が広がり、企業・NPO・

社会的起業家など幅広い担い手が、社会のニーズに対応している」社会の実現を、『日本21世紀ビジョン』で、日本が2030年に目指すべき姿の一つとしてあげている。⁶⁾

このように、今後の行政サービスの提供においては、提供方法の計画、実施について、それらすべてを行政が実施するのではなく、行政における実施の計画のもと、多様な主体によるサービスの実施が検討されるべきである。そのうち、総合的な判断のもと、サービスの供給主体が民間となるケースがある。このように、公共的サービスを中心に行政以外の主体がサービスを提供するという考え方は、NPMにおける契約モデルとして広く普及しており、このような形のサービスの提供は、PPPや民間委託などとして、わが国でも広く活用されている。

そして、総務省の『地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会報告書』では、民間委託推進の理由として次のことを挙げている。第一に「NPOや住民団体、民間企業等の多様な主体が公共サービスの提供を担っていく必要があり、民間委託等の推進は、このための重要な手法」である。第二に、「民間委託等の推進は、地方公共団体が公共部門の生産性向上を実現するとともに、真に行政として対応しなければならない政策・課題等に重点的に対応した簡素で効率的な行政を実現する手法としても有用である」。⁷⁾

つまり、民間委託については、先に述べた第一に関連した協働、住民参加などの政策目的をより重視するものと、また第二に関連して、費用対効果・効率性をより重視するものがある。このうち前者については、業務の効率性、経済性というよりも、目的合理性をより重視する外部委託である。⁸⁾

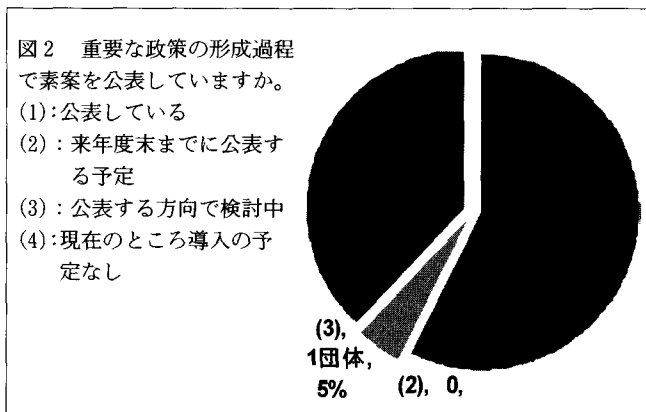
そこで、以下では、住民参加など目的合理性を重視した公民連携と効率性および経済性を重視した公民連携について長崎県の現状を見る。

II 住民参加について

先に新しい公共の空間の担い手として、住民や企業などの重要性を述べてきた。小さな政府のもと、住民の行政参加については政策の実行（do）だけでなく、計画段階（Plan）や評価（see）の各段階についても参加が可能である。そこで、以下では、住民の行政参加について、政策の実行だけでなく、計画、評価に関する住民参加も含めて述べることとする。

1 パブリックコメント

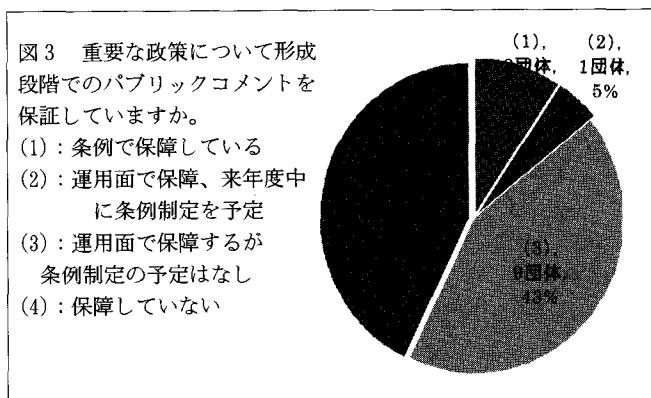
住民参加と情報公開については、「情報なければ参加なし」とも言われるように、情報提供は住民参加の前提条件となっている。⁹⁾ その場合、事務事業などに関するコストなどを公表するだけでなく、政策の形成過程についても公表する方が、住民がその行政活動を評価する場合の重要な資料となり望ましい。素案段階での公表は、事業導入や施策の実施に関して住民が政策の決定に参加可能となる。そこで、県内基礎的自治体における政策形成過程において素案段階での情報の公開について尋ねた。その結果、半数以上の12団体が公表している。だが、郡部を中心に8団体は公表の予定はない（図2）。

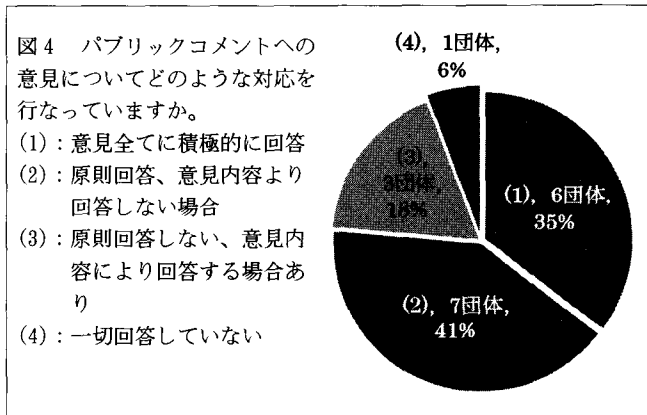


規制の改正や撤廃，法令や条例の制定などといった行政の政策の立案作成の過程において，住民等からの「多様な意見・情報・専門的知識を行政機関が把握するとともに，その過程の公正の確保と透明性の向上を図ること」の必要性から，「意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し，それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う提出手続（いわゆるパブリック・コメント手続）」を，一般にパブリックコメント（手続）と呼ぶ（カッコ内は『規制の設定又は改廃に係る意見提出手続』^{10）}より抜粋）。

他方で，パブリックコメントの問題点として，政策や条例の決定の後にパブリックコメントの手続きをとっても，政策などになかなか反映できないという問題もある。^{11）}そこで，重要な政策について形成段階でのパブリックコメントを保証しているかという問いについては，2団体が条例で保証していると答えている。9団体と県内の多くの基礎的な自治体では，条例ではなく運用面で保証している。以上により，半数を超える12団体が重要政策について政策の形成段階でパブリックコメントを保証しているものの，本来ならば条例の形で保証する方が望ましい（図3）。

また，住民などから届いたパブリックコメントの対応については，6団体が「意見全てに積極的に回答」，7団体が「原則回答」の立場をとって



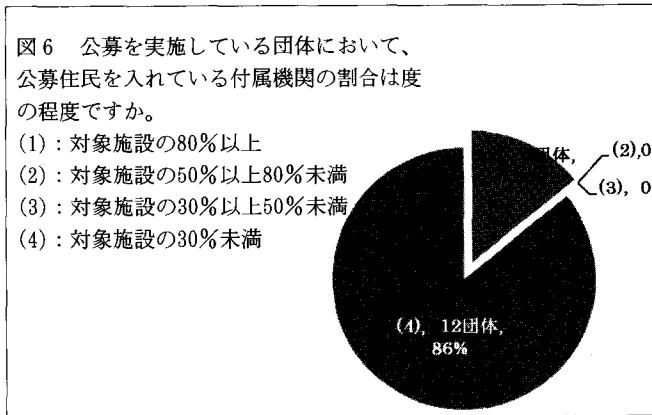
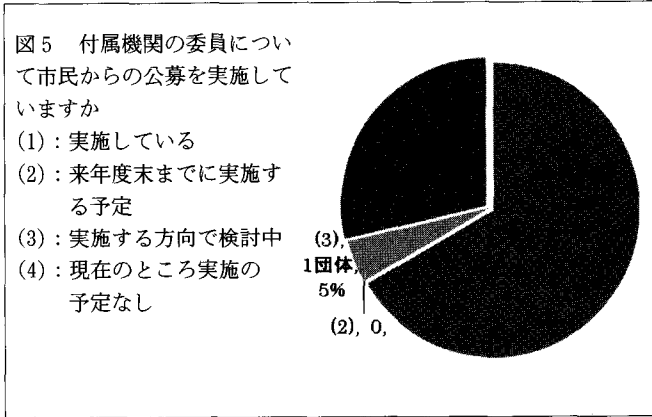


おり、半数以上の団体がほぼ全てのパブリックコメントに対応していることとなる（図4）。

各種の審議会や委員会など自治体の付属機関について、行政側が依頼した者だけではなく、公募方式により一般の住民から選任された委員が存在するかについて聞いてみた。各種の審議会や委員会に公募により参加できることは、行政における各種政策の計画や評価の段階において、住民が考えを表明できる機会を持つこととなる。加えて、行政側においても、行政サービスの利用者から、政策に対して広く意見や方向性を聞くことできる。

長崎県の各自治体において公募により住民が審議会等に参加できる機会が、14団体である（図5）。ただ、機関のうち80%以上参加可能としている団体は2団体にすぎず、14団体中残りの14団体では、公募を実施しているのは対象機関の30%以下となっている（図6）。

住民が行政の各局面に参加する市民協働の統治システムについては、スウェーデンの政治学者ビクター・ペストフの「福祉トライアングル」が有名である。V.ペストフは、社会活動の領域を、公共と民間、営利と非営利、そして公式と非公式の視点から線引きを行い、国家、市場、コミュニティとおともに自発的なアソシエーションなど Third Sector をした。その関係を図示したのが図7である。¹²⁾ わが国において、この第3セクター

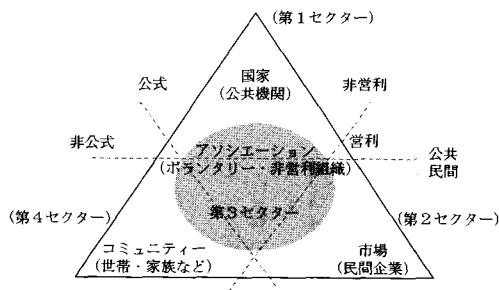


に分類させる自発的なアソシエーションに類するものとしてNPOがある(ただし、欧米の第三セクターについては営利を目的としているものもある)。

現在の自治体経営においては、住民やNPOなどと協力して、行政運営を行うことは重要なことであり、行政が進んでそのような環境を整備する必要があると思われる。また、民間の主体が行政活動を担うことにより、行政運営コストの削減も可能となるとともに、住民の行政への関心が高まることや民間の雇用を創出といった利点も存在する。

そこで、県内自治体について「NPO支援条例(要綱)は制定しています

図7 ベストフの福祉トライアングル



(出所) 澤井「ソーシャル・ガバナンスの概念とその成立条件」『ソーシャルガバナンス』p.46.

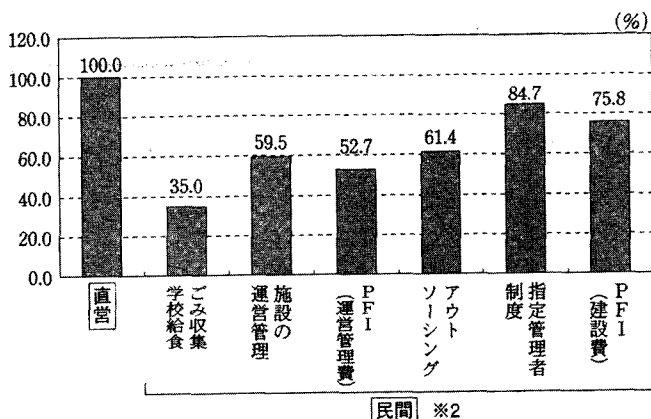
か。」との問いについては、「制定済み」は2団体のみで、18団体は「現在のところ制定の予定なし」であった（「制定する方向で検討中」が1団体）。制定済みの団体は、具体的には、長崎市と佐世保市である。また、その2団体に具体的な支援の内容を聞いたところ、長崎市は「立ち上げ時の補助」であり、佐世保市は「活動拠点の貸与または提供、立ち上げ後の活動資金の補助及び市民公益活動に対する人材育成支援補助」であった。

さらに、「自治体基本条例」や「まちづくり基本条例」といった名称で、市民参加を制度的に保障する「自治の基本や住民主体の自治を包括的に定めた条例は制定していますか。」については、「制定済み」は1団体のみで、「現在のところ制定の予定なし」が18団体であった（「来年度末までに制定する予定」と「制定する方向で検討中」が各1団体）。ただ、このような条例は、全国でも19市区しか導入されていない。¹³⁾

Ⅲ 業務の外部委託（アウトソーシング）について

今後の行政サービスの提供においては、すべて行政が提供するのではなく、多様な形でサービスの提供が求められる。その一つが企業を中心としたアウトソーシングなどの民間委託である。特定の公共サービスについて公的部門が直接提供直営方式と、PFIや指定管理者など民間の資源を活

図8 直営方式と民間方式との費用比較 (直営のコストを100として)



※1 PFIは神奈川県など8団体の平均 (平成15年度決算)

アウトソーシングは富山市など15市の平均 (平成15年度決算)

指定管理者制度は北海道など26団体の平均 (平成15年度決算)

※2 ごみ収集、学校給食等 (民営化・民間委託) は、函館市など280団体の平均 (平成15年度決算)

(出所) 坂田『民間の力で行政のコストはこんなに下がる』p.3.

用したケースと比較すると、民間の資源を活用したすべてのケース(実施地域の平均)が直営方式に比べ低コストで供給できている (図8参照)。

先述べた総務省の『地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会報告書』では、「民間委託等は、民間の能力やノウハウを積極的に活用するとともに、公共サービスの分野に競争環境を導入することによって、より効率的、効果的に公共サービスを提供することや、効率化及び公共サービスの質向上に向けた公務員の意識啓発にもつながりうるものである。」と指摘している。¹⁴⁾ また、J.ピリー (Bailey) は政策の行政サービスの提供者とその提供を依頼する側 (行政) が分離することが有効であると主張している。¹⁵⁾ また、行政と政策の提供者の分離がNPMの発展のコア(core)であるとの主張もある。¹⁶⁾

しかし他方で、行政サービスの民間委託は、行政サービスの供給主体が

民間になることで安全などのサービスの質的保障が問題となり、公立の保育園など、多くの自治体で行政サービスの民営化について様々な議論が生じていることも事実である。

そこで、今回、サービスの質的低下が生じて住民の生命に重大な影響がない可燃ゴミの収集と学校給食における県内自治体の外部委託の状況を聞いてみた。

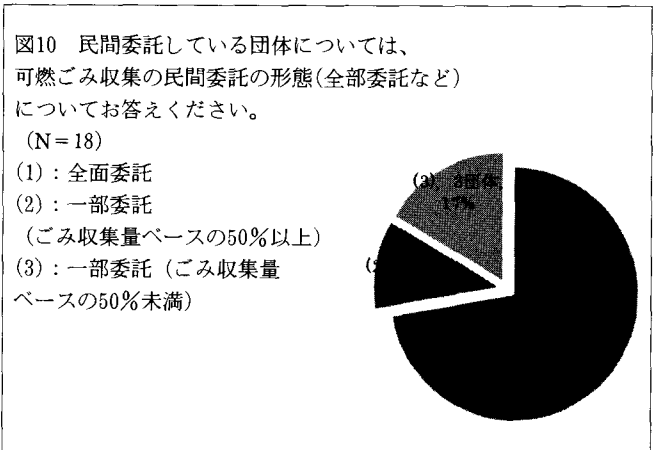
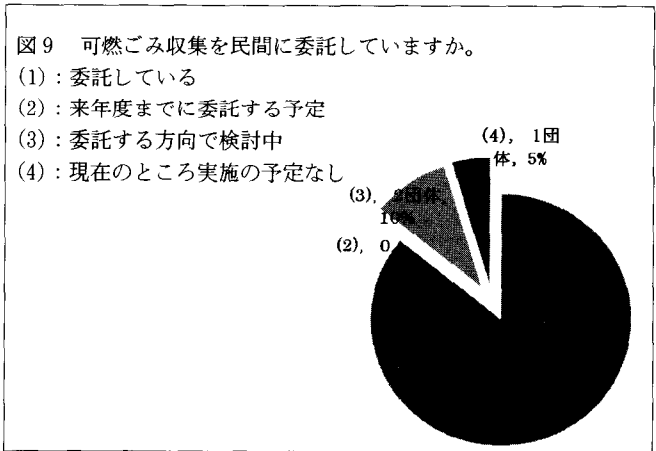


表1 ごみ収集の切り替え率
(自治体数、N=36)

100%	7
80%以上100%未満	3
60%以上80%未満	8
40%以上60%未満	4
20%以上40%未満	5
20%未満(0を除く)	5
0%	4
平均	60.6%

各自治体の月間委託率の単純平均を利用。
(出所) 坂田『民間の力で行政のコストはこんなに下がる』(一部改). p.56.

1 可燃ごみの収集

まず、長崎県内の市町における民間委託の状況を見ると、18団体と回答のあった団体の85%以上が可燃ゴミ収集を民間委託の方法で行っている(図9)。また、委託の程度についても、18団体中15団体と8割以上が可燃ごみの収集を全面的な委託の実施を行っている(図10)。

都市経営総合研究所の坂田氏の調査¹⁷⁾によると、表1のように、平均は60.6%であり、100%すべて民間委託している団体が7団体ある一方で、0%と全く委託していない団体も4団体ある。¹⁸⁾

ごみの収集に関する民間と公のサービスを比較した場合、「民間の方がサービスがよい」5市、「公と民のサービスは同じ」が23市、「公の方がサービスがよい」とした市は0と、民間へのシフトがサービスの低下をもたらすことはないものと思われる。¹⁹⁾

また、可燃ゴミを直営方式で行うのと委託方式で行うのでは、1トンあたり2倍程度直営方式の方がコスト高となり、清掃員1人当たりの年間のごみ収集量は2倍委託方式の方が多いという結果でている(表2参照)。²⁰⁾

このような直営と民間との費用差が生じる原因として、地方自治経営学会では「働き量」の違いを指摘している。民間の清掃職員1人あたりの年間収集量は直営のそれに比べ1.94倍多い。また、民間の場合、直営に比べ、1車あたりの乗車人数が少なく、実質的な活動時間も長いと指摘している。

表2 ごみ収集に関する直営と民間委託との比較

	直営(A)	委託(B)	(B)/(A)×100
ごみ収集に関するトン当たりの経費	23,171千円	10,782千円	46.5(%)
清掃員1人当たりの年間ごみ収集量	389 t	754 t	1.94倍

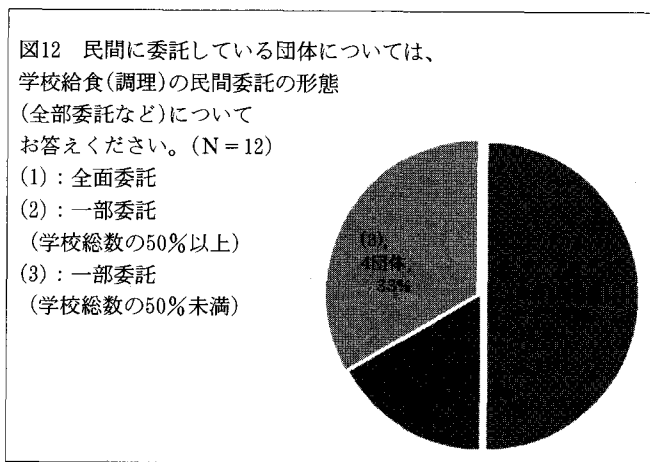
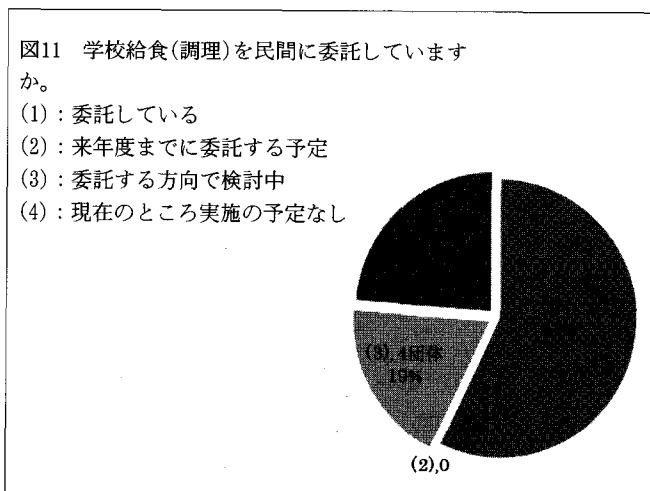
(出所) 坂田『民間の力で行政のコストはこんなに下がる』(一部改). p.53-4.

ではなぜ、民間と直営では、このような働き量の違いが生じるのであろうか。その最大の要因としては、民間の職員の場合、その給与、手当が、仕事量と直接関係する能率給（手当）であることが多いことが考えられる。他方で、直営の正規職員の場合、そのような働き量が大きな給与（手当）の決定要因ではない。このような差が、双方のコストの格差に影響したものとと思われる。²¹⁾

2 学校給食

次は、学校給食（調理）に関する民間委託である。長崎県の基礎的団体における学校給食は、約半数の12団体が民間委託を導入している。日経グローバルの調査では学校給食の民間委託の実施は33.5%である²²⁾のと比較すると、本県での導入の割合は高いといえる。他方で9団体は民間委託に転換しておらず、5団体は転換の予定もない(図11)。次に実施している12団体における民間委託の状況は、半数の6団体が全面的な委託を実施している(図12)。

学校給食についても、直営方式と委託方式では、1食当たりの経費は、それぞれ前者227円、後者122円と委託方式のコストは、直営方式の半分以下となっている。また、職員一人あたりの年間経費は、直営の正規職員の年間経費は7,231千円に対し、委託等で行う場合の経費は2,603千円と約3分の1となる。ただ、直営方式であっても、パートタイム労働者を利用した場合の経費は、967千円と正規職員の約7分の1となる。²³⁾このような経費の違いは、雇用形態の差による人件費の差が強く影響している。学校給食の事務は、通常1日、3から5時間程度で可能であり、夏、冬、春休みは学校給食を提供する必要はないため年間180～190日の提供ですむ。このような一般的でない勤務形態において、パートタイムの労働者を活用することで、コストの格差が生じているものと思われる。²⁴⁾また、現在、坂田氏の調査によると学校給食について直営学校数と民間委託との比率は前者が54.1%に対して後者45.9%とのことである。また、直営の学校におけ



る正規職員と嘱託等の職員の割合は前者63.7%に対して後者36.3%と、直営の学校においても4割弱の職員が非正規の職員となっている。²⁵⁾

3 指定管理制度

2003年9月2日に地方自治法の一部を改正するかたちで指定管理者制度が導入された。この指定管理者制度では、「公の施設²⁶⁾」の管理について、

それまで地方団体の管理のもと、地方団体が一部出資している第三セクターなどの出資法人や、土地改良区などの公共法人、農協や自治会などの公共目的団体のみに管理がみとめられていたのが、民間の事業者も含めて地方団体が指定する法人または団体が管理できることとなった。現在、2007年1月現在、指定管理者が導入されている施設は、61,565施設（都道府県7,083施設、指定都市5,540施設、市町村48,942施設）²⁷⁾ある。

また、実際に指定管理者導入した地方団体においては、導入前を100として平均約15%程度のコスト削減効果がみられた。その削減の根拠としては、パートや嘱託職員の活用や施設の維持管理や物品の一括購入による低コスト化が挙げられている。²⁸⁾他方で、50%以下のコスト削減効果がみられた施設も一部で見られた。²⁹⁾また、ゴミの収集などと異なり、指定管理制度の導入により、経費があまり削減されていない理由としては、正規職員から非正規職員への転換が制度導入以前に行われていたことが影響しているものと思われる。³⁰⁾

では長崎県内の自治体における状況についてはどうであろうか。回答があった21団体中19団体がすでに指定管理者を導入している（図13）。2004（平成16）年6月現在で全国の市町村（政令指定市を除く）における指定管理者制度を導入している団体が374団体全体の12.0%³¹⁾であることと比較すると、導入の割合は高いといえる。また、施設管理については、できるだけ多くの団体の受注競争のもと、行政にとって有利な団体に管理を任せの方が望ましく、指定管理者の選定にあたっては公募の形により行うことが望ましいといえる。そこで、指定管理者制度を実施している地方団体における管理者選定にあたり公募を実施している割合を聞いたところ、「対象施設の30%未満」が最大の10団体であり、次で80%以上が5団体であった（図14）。総務省の調査によると、指定管理者の選定手続きのうち公募方式を実施した割合は、都道府県が51.2%、指定都市が48.8%に対して、市町村（指定都市を除く）では23.7%と全国的に公募方式は浸透していない。³²⁾これは、行政の運営上の問題というよりも、都市部以外では、

指定管理者の担い手となりうる民間事業者等の団体が少ないことや指定管理者の対象施設が運営事業者にとって魅力的な施設でないことにもよると思われる。

指定管理者制度の導入について、公募方式をとるか非公募方式をとるかは表3のように、自治体より格差がある。また非公募とする理由については、施設の管理の専門性の他に応募がなかったことも影響している。³³⁾

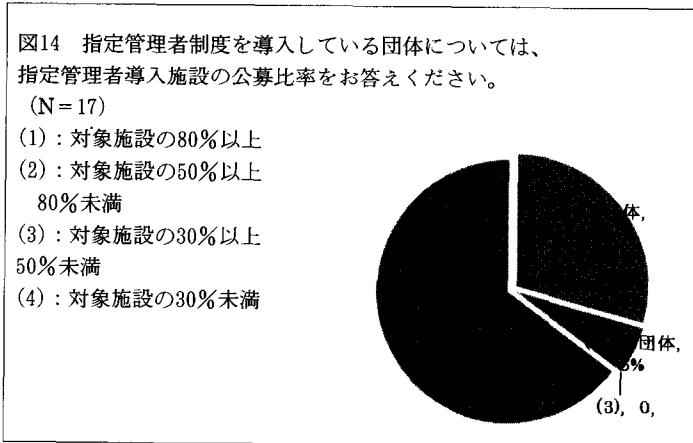
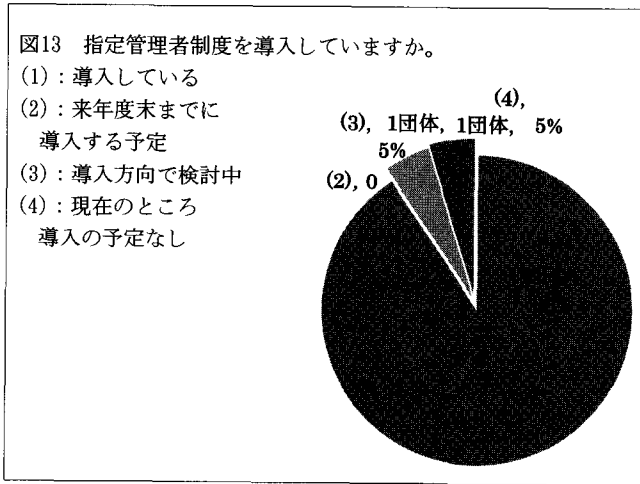


表3 指定管理者制度導入に関する公募の割合

公募の割合が50%以上の自治体		公募の割合が10%以下の自治体	
千葉県	90.3%	山口市	5.0%
宮城県	86.2%	御殿場市	8.4%
山口県	83.1%	福岡県	8.5%
福島県	80.8%	太田市	8.6%
石川県	60.2%	新潟市	9.9%

(出所) 坂田『民間の力で行政のコストはこんなに下がる』p.108.

むすびにかえて

以上のようにアンケート調査を中心に長崎県の基礎的自治体における公民連携財政の現状についてみてきた。

初めにも述べたように、三位一体の改革、少子・高齢化の進展など地方自治体の行財政は大きな転換期にあることは事実である。現在は、高度成長期のように右肩上がりの経済成長が見込まれる時代とは大きく異なっている。そのなかで、地方公共団体は、特に、住民と距離がもっとも近い基礎的自治体では、住民が安心し、満足のいく行政サービスの実施という非常に難しいかじ取りをすることにせまられている。そのため、地方団体は、住民の理解のもと、行政がすべきことは何かということを明確にする必要があると思われる。

そのなかで、まず、行政の効率化が求められる。効率化については、役所だけではなく、民間など多様な資源を活用すべきといえる。しかし、長崎県内の自治体ではまだ十分とは言えず、一層の効率化が必要と思われる。

さらには、行政の役割の変化、行政サービスの供給主体の変化も考慮すべきといえる。そこでは、民間主体の公共サービスの供給、公と民との連携などといったかたちが必然的に求められてくるとと思われる。それは官と民の新たな役割分担であり、民間ができることは民間がすべきともいえる。ただそのことは、自治体がそれまでの役割を放棄するというのではなく、

民間が適切に提供できないもの（サービス）を中心に、公的部門が必要なサービスを提供するもしくは、公的部門が、適切に民間がサービスを提供できる仕組みを構築する必要があるといえる。そのことを考えれば、長崎県内の基礎的自治体は、まだまだ市民参加や市民協働は、十分とは言えず、これに対して行政が手を差し伸べていく必要があると思われる。

謝 辞

作成にあたり、お忙しいなかアンケートにご回答頂いたみなさまに感謝申し上げます。

- 1) アンケートの項目については、日本経済新聞社産業地域研究所編『日経グローバル』「全国市区の行政改革」(No.13.2004.10.4)を参考とした。
- 2) 回答を頂いた団体は次のようである。
長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、杵岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、小値賀町、鹿町町、佐々町、新上五島。
- 3) 『年次経済財政報告』(内閣府) 平成17年度
http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je05/05-00202.html#sb2_2
- 4) 分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会『分権型社会における自治体経営の刷新戦略－新しい公共空間の形成を目指して－』
http://www.soumu.go.jp/iken/kenkyu/050415_k04.html
- 5) 「分権型社会における自治体経営の刷新戦略－新しい公共空間の形成を目指して－」(平成17年3月) p.3.
- 6) 「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会 報告書 p.16-17.
- 7) 地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会< 報告書 >」本体 p.4. (http://www.soumu.go.jp/iken/kenkyu/pdf/070427_2.pdf)
- 8) 瀧野欣彌・岡本保編著『行財政運営の新たな手法』ぎょうせい p.105.
- 9) 佐藤徹「市民参加の基本的視座」原田寛明監修、佐藤徹代表編集『地域政策と市民参加』ぎょうせい2007 pp.6-7.
- 10) 『規制の設定又は改廃に係る意見提出手続』
http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/a_07_01.htm
- 11) 原田寛明(監修)「地域政策と市民参加」 p.17.
- 12) 澤井安勇「ソーシャル・ガバナンスの概念とその成立条件」神野直彦/澤井安勇『ソーシャルガバナンス』東洋経済新報社 pp.45-6.

- 13) 日本経済新聞社産業地域研究所編, 前掲論文 p.18-19.
具体的な導入団体は次のようである。
草加市, 志木市 (埼玉県), 白井市 (千葉県), 杉並区, 清瀬市, 西東京市 (東京都), 柏崎市 (新潟県), 羽咋市 (石川県), 茅野市 (長野県), 可児市 (岐阜県), 浜北市 (静岡県, 現浜松市), 東海市 (愛知県), 箕面市 (大阪府), 伊丹市, 宝塚市 (兵庫県), 岡山市 (岡山県), 高知市 (高知県), 菊池市 (熊本県)。
- 14) 地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会『地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会< 報告書 >』p.4. (http://www.soumu.go.jp/iken/kenkyu/pdf/070427_2.pdf)
- 15) Baily S. J. *Local Government Economics* Macmillan 1999.
- 16) Walsh. K. *Public Services and Market Mechanisms: Competition, Contracting and the New Public Management* Macmillan 1995.
- 17) 坂田氏調査は主要な349自治体へのアンケート調査により回答を得た自治体からのデータを活用している。(坂田期雄『民間の力で行政のコストはこんなに下がる』時事通信社 2006年10月を参照のこと。)
- 18) 坂田期雄『民間の力で行政のコストはこんなに下がる』時事通信社 2006年10月 pp.55-6.
- 19) 坂田 前掲書 p.8.
- 20) 坂田 前掲書 pp.53-4.
- 21) 坂田 前掲書 pp.54-5.
- 22) 日本経済新聞社産業地域研究所編, 前掲論文, p.15-16.
- 23) 坂田 前掲書 pp.58-9.
- 24) 坂田 前掲書 p.60.
- 25) 坂田 前掲書 pp.60-1.
- 26) 公の施設とは、「地方自治法 第二百四十四条一項, 普通地方公共団体は, 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設 (これを公の施設という。) を設けるものとする。」であり, 具体的には庁舎以外の文化施設, 体育館, 保養所, 保育所などを指す。
- 27) 総務省自治行政局行政課「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」 p.1. 2007年1月 (http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070131_3_2.pdf)
- 28) 坂田 前掲書 p.22. (具体的には同書128ページを参照。)
- 29) 坂田 前掲書 p.19-22.
- 30) 坂田 前掲書 p.20.
- 31) 総務省自治行政局行政課 「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」2004年12月. p.5.
- 32) 総務省自治行政局行政課 (2007) 前掲書 p.5-6.
- 33) 坂田 前掲書 pp.23-4.